

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年3月7日 開会 9時59分 閉会 13時49分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

上野安是	西田久志	佐藤豊	井口勇
森下金三	鳥越孝太郎	藤原正己	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長	宮地俊則		
(2) 委員外議員	藤原清和	森本典夫	
(3) 説明員			
副市長	三宅一生	市民生活部長	国末博之
健康福祉部長	大元一高	市民生活部次長	笠行眞太郎
市民生活部参与	金高常泰	健康福祉部次長	大月仁志
健康福祉部参与	三宅道雄	病院事務部長	北村宗則
市民課長	川田純士	子育て支援課長	谷本悦久
保健センター所長	山本高史	偕楽園長	福島秀裕
健康福祉部参事	柚野裕正	甲南保育園長	三宅信子
芳井保育園長	松山睦美	保健センター参事	大元邦彦
芳井支所長	笹井洋	美星支所長	小出堅治
病院事務部庶務課長	猪原忠教	病院事務部医事課長	平松誠
税務課長	小田義晴	市民課長補佐	橋本良啓
福祉課高齢者福祉係長	立花計志		
(4) 事務局職員			
事務局長	川上勝三	事務局次長	渡辺聰司

主任主事 平川貴章

6. 傍聴者

- (1) 議員 坊野公治、簗戸利昭、馬越宏芳、水野忠範、河合建志、藤原清和、森本典夫
- (2) 一般 10名
- (3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長(上野安是君) ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

副市長(三宅生一君) 改めまして、皆さんおはようございます。

春まだ浅いわけですが、陽光も非常に手応えを感じる、そんな季節を迎えたなというふうに思っております。

そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方ご多用の中お集まりいただき、ありがとうございます。この委員会に付託されております事案につきましては、慎重に審議をいただき、適切なご決定を賜りたいというふうに思っているところであります。

なお、お手元に配付させていただいております定例会の報告事項の資料がございますが、後ほどお目通しのほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈請願第2号 誰もが安心して暮らせる地域社会の充実にむけてのお願い〉

紹介議員(藤原清和君) 皆さんおはようございます。

紹介議員の藤原清和です。

先ほど議会事務局長のほうから説明がありましたように、このたび障害の方々がバスの廃止なんかによって相当この旅費なんかが増大するということで苦労いたしておりますところでございます。そのことにつきまして、ぜひともこういったことについてのご配慮をいただきたい。減免等あるようでございますけれども、このことについてお願ひしたいということが1点と、また障害のある人たちの働く場所の確保について、この2点についてお願ひしたいということでございます。

今現在どんな仕事についているかといいますと、井原市を出ていって、横尾の辺まで仕事を行くと。横尾に行くんでございますけれども、6時40分のバスに乗って出ていく。お昼ごろにお仕事終わると、帰ろうと思ったとこに、1時ごろにはバスも何にもないという格好になるようでございます。そうすると、ずうっと4時半から5時ごろまでないということで、そのためにどういうふうな形で帰ってくるかといいますと、横尾の町を歩きながら横尾の福塩線の駅まで行くと。そっから福塩線に乗って神辺の駅まで行く。神辺の駅から今度井原鉄道に乗りかえて、井原へ帰ってくる。それから、またバスに乗って帰るというような形になるようでございます。大体が金額的なものも、ちょっと今ここに持っておりますけれども、1日働いた報酬の3分の1ぐらいがもうそういった旅費に費やしてしまうということで、大変障害を持って1人で自立していくためには大変厳しい状況下にあるということで、こういった請願が出ておるようでございますので、ひとつご配慮いただきたいと思います。

特にバスなんかにつきまして、障害者の減免、旅費の減免なんかの措置もあるようでございますけれども、鉄道につきましても確かにあります。JR西日本なんかですと、100キロメートル以上ですとそれなりの減免があるとか、また障害を持った方に親御さんが同伴していくと何がしかの減免があるというようござりますけれども、こういった障害を持った人たちが自立していくために1人で活動していることに対しても、そういった処置ができるように施策をご配慮いただきたいということの請願でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点目の、障害のある人たちの働く場所を拡大してくださるようにお願いしますということでございます。

これは、平成24年度からのいろいろな民間事業の方々が、そういった障害を持った人たちの働く場を確保しようということで一生懸命努力もされております。ついせんだっての2月24日の新聞でしたかね、岡山県内でも障害を持つ自立支援法に基づいた障害者の雇用確保の場をつくっていこうということで農業をなさってる方とか、いろんな民間の企業の方々も一緒になってやっていく、もちろん行政の方も取り組んでいくという姿勢をとっておるようでございますので、こういった場を拡大してほしいと。そういう場をどんどんつくっていただることによって、また生きがいを持って障害者の方も皆さん方と同じように生活できるというようなことにつながってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単でございますけども、紹介議員としての説明とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

～休憩中、市民福祉委員会協議会開催～

委員（佐藤 豊君） 繰り返しに、先ほどの話の続きをさせていただきますが、行政のほうで今の障害者自立支援法の中での取り組みの中で障害者の皆様方に仕事を回すとかつくるとかというような方向性で国の方針があるわけですが、行政としては今現状としてはどのような取り組みを考えられてんのか、そういったことは具体的には今後考えていかれるのか、その点についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

健康福祉部次長（大月仁志君） 障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律とかという法律が前からありますが、このたび新たに法定雇用率の引き上げも0.2%ずつ高くなりました。これがこの4月1日からということ、それから障害者優先調達推進法ということで、障害者の作業所とかそういったところのつくったものの優先調達であるとか、それから雇用率を促進してあるところの優遇とかといったようなことで障害者の雇用を促進していくということを計画を立ててやっていくという法律も、これもこの4月からまた新たに始まります。こうした制度によりましても、市としましても当然そうした方向によって障害者の雇用促進を図っていくこととしております。

それからまた、市の制度のほうですが、先ほど話があったわけですが、作業所とかそれから、今は作業所じゃないんですが、前からの補助金制度を持っておりまして、就労の促進ということで1日についてわずかですが300円出すとか、それからそこへ通うための交通費助成、先ほど言われてたんですが、実は障害者通所奨励金の交付要綱というものを平成19年につくっておりまして、そのときはまだ事業内容が変わったんですが、今現在は新たな法律によりまして地域活動支援センターのⅡ型であるとか地域活動支援センターのⅢ型、それから就労継続支援事業所を対象とするということで、要綱を随時変えてきります。それで、福祉課のほうも、実は前断られてもらってないということをきのう電話で確認しまして、大変申しわけなかったなということで今思ってるんですが、周知の徹底が少しできていなかつたのか。申請主義なんで、うちのほうからも広報なんか載せてるわけですが、細かいことまで載ってないという点もちょっと反省すべき点だらうと思ってます。当然さかのぼって申請も受け付けとなりますので、周知図って申請していただきたいと思います。ここから例えば井原線乗って神辺までですか、神辺まで行って福塩線で福山行って、さらにその向こうへ行くということがあっても、定期等の購入に対しては支援学校であるとか就労事業所へ行かれる場合には2分の1の補助を行っております。ですから、2分の1ということでやつとりますので、金額が大きい人であれば1回が何万円の助成ということになっております。また、安い人では当然何百円という助成になりますが、そういうことも行っております。

それから、活動支援センターへ行かれてる方と、こだま園であるとか太陽の会であるとかに行かれると方に対して、あいあいバスなんかにつきましては無料バスというものを申請により交付していると聞いております。こういうふうなことによって障害者の方の雇用促進図

つとります。

また、市が井笠圏域で委託実施しとります井笠地域自立支援協議会の中にも就労部会というものを設けまして、企業のほうを訪問して就労のお願いをしておりまして、何社かからの事業者から前向きな回答を得ているという報告も受けているところであります。

以上です。

委員（佐藤 豊君） そうしますと、先ほど申請が受け付けられてないというような●●さんのお話があった分は、現在は申請すればそういう補助対象になるということで理解すればよろしいということでしょうか。

健康福祉部次長（大月仁志君） はい。対象であれば当然支給していきます。さかのぼってでも、対象に入れば支給してまいります。

委員（佐藤 豊君） それとあと、0. 2%障害者の雇用のパーセンテージを上げるということの今紹介があったんですが、行政では何人程度になるのか、また一般企業としては今現在障害者を受け入れる状況から何人ぐらいの状況枠が広がっていくのか、その点わかりますでしょうか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 法定雇用率の引き上げですが、民間企業は現在1. 8%を2. 0%、それから国や地方公共団体が2. 1%であるものが2. 3%、それから教育委員会が2. 0が2. 2%というふうに、おのの0. 2%ずつ引き上げます。また、規模も拡大されます。従業員今まで56人以上から50人以上に変わるということで、障害者を雇用しなければならない事業所の範囲が拡大もいたしております。ですが、この率については、就労しての方へ対する障害者の方の割合ですので、割り算で規模によって当然変わってくると考えております。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

ということは、前向きに捉えれば、いろんな形で障害をお持ちの方、いろいろな障害がございますので、そういった方々には門戸が少し広がったなというふうに理解すればということでよろしいんですね。

健康福祉部次長（大月仁志君） 障害者雇用枠とかといったそういったことも考えて実施していると聞いております。

委員（鳥越孝太郎君） この請願第2号につきましては、私は請願者の意向に沿いまして採択すべきものであるというふうに考えます。理由につきましては、今いろいろと議論も出ましたけれども、やはり知的障害者や障害がある方々が社会に出て仕事ができる環境をつくりしていくということは行政としては当然の役割であろうというふうに思いますし、またそのことに向けての努力もしていかなければならぬというふうに思いますので、この請願第2号につきましては採択していくべきというふうに考えます。

委員（佐藤 豊君） 私も、今いろいろ紹介者のご意見もお伺いしましたし、行政のサイドからのご意見も聞きました。全体通して、本当に障害者を抱えるご家庭の大変さというのも、私も身内におりますのでわかりますし、そういったことで本当少しでもそういった形での負担軽減につながる取り組み、また障害をお持ちの子供さんが、また息子さんが、元気に社会に貢献できる立場を自覚できる職場で頑張られるという環境づくりをお手伝いすることは行政にとっても至極当たり前のことのように思いますので、この請願について私は賛成したいと思います。

委員（森下金三君） 私も、この請願につきましては採択すべきというふうに考えております。参考人の方々の意見も聴取し、我々の知らなかつた面も多々出てきたわけでござりますので、そういう意味では請願の採択というふうに私は思います。

委員（西田久志君） 私も、この請願につきましては採択するべきだと思っております。それぞれ親御さんにおかれましては、大変ご苦労があり、こういう面で私たちが力になれるることは本当にすばらしいことだと思って採択すべきだと思います。

委員（井口 勇君） これは、もう交通の助成は2分の1というたら2分の1はできとるということで、さらなる助成ということで。どう理解すればいいんでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 失礼しました。ちょっと視点がずれとったように思うて、申しわけございません。

私、先ほど市民福祉次長のほうからもありましたように、そういった意味での改善がなされてるということを含めてもう採択すべきということで意見を持つります。

委員（井口 勇君） 佐藤委員のなんで、私もよろしいです。

採択でよろしいです、その意見を踏まえた上で。

〈なし〉

〈採決 採択〉

委員長（上野安是君） ただいま採択となりました請願第2号「誰もが安心して暮らせる地域社会の充実にむけてのお願い」は、会議規則第135条の規定により、執行機関に請願の写しを送付することにいたします。

〈異議なし〉

委員長（上野安是君） 次に、お諮りいたします。

委員会報告書及び請願審査結果報告書に付記する意見については、先ほどの各委員の意見を参考に作成することとし、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈請願第3号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充等を求める請願〉

紹介議員（森本典夫君） 先ほど請願趣旨が読み上げられました。ここへ書いてあるとおりですので、ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。

後ほど協議会が開催されて提案者からの説明もありますので、そちらに細かいことはお任せしたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

～休憩中、市民福祉委員会協議会開催～

委員（森下金三君） 今天神会の方々から説明もいただきました。

それで、この介護施設というのは、もうぜひともなくてはならない施設であります。そして、その人たちを面倒を見る介護職員の本当の大変なということは、私も重々承知しております。私の関係の人もそういう施設で働いております。いろんな話を聞いておると、非常に厳しい状況であると。やはり給料をしっかり出さんと人材を確保できないということは、もう私も当然のことだろうと思いますので、この請願についてはぜひ採択をして国のほうへ訴えていくべきであろうというふうに思います。

それで、よってこの請願は採択すべきものと考えます。

委員（鳥越孝太郎君） この請願第3号につきましては、私は採択すべきものであるというふうに考えます。理由につきましては、いろんな資料を読ませていただきました。大変厳しい状況が書かれてございますし、今お話を聞いた中でも、大変離職率も激しいし、また専門職でありながら給与水準も非常に低いというようなことで、10年たってもなかなかベースアップがないというようなことで、本当にこの方たちが生活するのには大変厳しいだろうというふうに思います。その中で、請願項目がありますけれども、①、②とありますが、①では全額国庫負担による介護職員の処遇改善ということでございますので、これはまさに国で何とかやってもらわなければ、保険料でこれを負担するわけにもいきませんので、国のほうで何とかしてほしいという気持ちは私も同感でございます。また、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することということでございますけれども、これも先ほどご説明があつたとおりでございまして、同じ職場にいながら余り格差が出るのはよくないというふうに思

いますので、ぜひ採択して意見書を出していただきたいと、このように思います。

委員（佐藤 豊君） 私も、お二人の委員さんと同意見でございます。本当に環境がよくないと、やっぱ高齢者の皆様の状況にも大きく影響していくんじゃないかなというふうに思います。ですから、職員皆様の環境が少しでもいい環境になる、そのための基本的な捉え方として報酬、また同僚職員がひとしくそういった状況になっていくということが施設全体のいい環境に寄与すんじやないかと思いますので、そういった意味でこの請願に対しては採択すべきものと思います。

委員（井口 勇君） 各施設でも職員の不足、確保に苦慮されておると聞いておりますので、この採択に賛成いたします。

委員（西田久志君） 私も、この職場というか、介護職員がすぐやめられると、1年以内にやめられるということもよく聞いております。やはり先ほどの説明がございましたとおり、汚い、きつい、危険というような本当に大変な職場なんだなあというふうに受け取りました。そういうこともありますて、請願第3号に関しまして採択すべきだと思います。

〈なし〉

〈採決 採択〉

〈意見書の提出〉

〈異議なし〉

〈陳情第1号 年金2. 5%の削減中止を求める陳情〉

委員（鳥越孝太郎君） この陳情第1号については、私は不採択すべきものであるというふうに考えます。

理由につきまして申し上げますけれども、そもそもこの年金制度というのは物価スライド制でございます。したがいまして、日本がインフラになり物価が上がり続ける間は当然その年金の額は引き上げられるわけでありますけれども、ここ数十年デフレ状態でございまして、物価が下がってる間は当然その年金の受給額もそれに合わせて引き下げなければなりません。しかしながら、過去の特例措置によりまして本来高齢者が高い公的年金を受け取っている、つまりもらい過ぎの現象が起きてございました。このもらい過ぎの額と申しますのは、ちょっと資料で確認させていただきますと、過去の年金の過払いは累計で9.6兆円と

いうような膨大な金額でございます。こうした世代間の不公平をなくすためにも、やはり今回の法律で決定されましたとおり、減額すべきであるというふうに思いますし、ただこの減額につきましても2013年10月分からは1%、それから14年4月分からは1%、さらに15年4月分から0.5%下げるということで段階的な措置でございますので、これは年金受給者にとりましては大変きついとは思いますけれども、こういうふうに緩和措置がとられているというふうなことで、ある程度我慢もしていただければというふうに思っております。また、年金財政は非常に深刻でございまして、我々若い年代がこれから先もらえるかも知れないかというふうなことも大変不安な状況でございますけれども、やはり先ほど申しましたように、世代間の公平感をするためにも、やはり今回の請願、気持ちはよくわかりますけれども、不採択ということで処理していきたいというふうに思います。

委員（佐藤 豊君） 私は、非常に今悩んでおります。消費税が5%から10%に、景気の状況によって景気が好転すれば上げますよというような状況の中で、政府また日銀も協力しながらこの2%上昇に向けて今取り組もうとされてる状況もありますが、高齢者の年金というのは限られた年金であって、その年金が頼りで生活されてる。それが、1,000円、2,000円下がっても、その金額というのは当事者にとって非常に大きな額であるというふうにも理解できます。それでも、国の方針としては、物価スライドですから、景気がよくなればその金額がみんながもらえるようになれば上げますよと、景気が下がれば下げますよという形での国の方針として決まってありながら、この数年間は据え置いてきたという今鳥越委員さんの紹介もありましたとおりだと思います。そういう意味で、私としては、今もう苦渋の選択なんですけども、不採択かなと、もう本当に悩ましい思いではございますが、そういう意味で判断をさせていただきたいと思います。

〈なし〉

〈採決 不採択〉

〈議案第20号 井原市食肉センター基金条例を廃止する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第24号 井原市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第25号 井原市新型インフルエンザ等対策本部条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第37号 井原市と笠岡市との間における井笠地域二次救急医療体制整備費補助金に関する事務の事務委託について〉

〈質疑〉

委員（鳥越孝太郎君） まず、この議案第37号でございますけれども、井笠地区での2次救急医療体制ということでございますが、協力病院ですね、病院は何カ所でどこの病院がこういった対応をしていただけるのか、その病院の名称をお聞かせいただきたいと思います。

また、負担額でございますけれども、この負担額が予算書には27万3,000円というふうになってたと思うんですけども、全体として幾らの予算でこの運営をされていくのか、その点、2点お願ひします。

井原保健センター所長（山本高史君） 公立病院でございますが、これは笠岡市民病院、井原市民病院、それから矢掛町の国保病院があります。

それから、全体の金額ですが、3市2町合計しますと105万6,720円となっております。

委員（鳥越孝太郎君） ただいまの答弁では、3カ所だけというふうにご答弁ございますけども、この井笠圏域の中で3カ所だけの病院がこれに対応されてるんでしょうか。

それと、全体では約100万円ということでございますが、そのうち井原市は約27万円ぐらいだと思うんですけども、この割合はどういうふうな形で決められたのか教えてください。

井原保健センター所長（山本高史君） 病院につきましては、全部で5病院あります、そのうちの3つが公立病院ということでございます。

委員（鳥越孝太郎君） 全部の病院聞きょうるんです。

井原保健センター所長（山本高史君） はい。あとは、笠岡第一病院と金光病院があります。

それから、金額のほうですが、金額につきましては均等割が20%、人口割が80%ということで算定しております。

委員（鳥越孝太郎君） はい、わかりました。

わかりましたけれども、これによりまして救急で入院される場合は非常に範囲が広がるということをございますが、井原市としてどういうようなこれまで効果、期待が持てられるのか、具体的に何かそのイメージがわかれれば教えていただきたいと思います。

井原保健センター所長（山本高史君） 現在は1科体制ですけれども、これが新年度からは外科と内科の2科体制となってまいります。ですから、現在は井笠地域で対応ができなかったケースも、より近い地域の中で対応できていきますので、そういう面では大きなメリットとなってくると思います。

委員（鳥越孝太郎君） 例えば、具体的に言いますと、急に病気になりました、あるいはけがしましたよってことで、救急車呼びますよね。救急車呼んで、例えば自分は福山の病院に連れていってほしいと思うんだけれども、やはりまずはその井笠圏域の中で病院を探して、なければ福山へという形になるのか、もう福山へはもう面倒かけずにこの圏域の中だけでやってくださいということになるのか、そのあたり具体的にはどういうふうになるんでしょうか、イメージとして。

井原保健センター所長（山本高史君） それは、そのときの状況によってくるとは思うんですけれども、やっぱり主治医の方が市外の方なのか、あとそのときの救急搬送の対象の方の状況の逼迫度といいますか、そういう面もあってきますので、そのときの状況判断になってくるのかなあと思うんですけれども。

委員（鳥越孝太郎君） なかなかイメージがちょっとつかみにくんですけども、いずれにしてもこのことはいいことだと思いますので、しっかりやっていただきたいというように思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第40号 井原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（森下金三君） ちょっと私も聞き漏らしたかどんなかようわからんのんですけど、

ちょっとお聞きしますが、これは外科設置されて、診察というのは週に毎日されるのか、週に何回か、何曜日の何時間、昼までとか午後とか、その診察時間というんか、それはどうなっとんですかね。

病院庶務課長（猪原忠教君） 診察時間につきましてと、それから先ほど言いました診療の曜日という具体的なものにつきましても、これから調整をさせていただくということがございます。内容につきましては、先ほど申ししたとおりでございますので、今後医師と調整をさせていただきたいと考えております。

委員（森下金三君） これから調整ということですので、大体時期的に調整する期間がどのくらいかかるかわからんが、時期的にはどのくらいぐらいいから実施できるようになるんです、予想として。

病院事務部長（北村宗則君） 今診察でこれからと言いましたが、今調整中です。ご承知のとおり、お一人での対応になります。そういう中で、週毎日にはならないと思います。ただ、その何曜日にするかという調整を、今この先生だけでなく病院全体の運営の中の調整を今やっているところであります。

以上です。

委員長（上野安是君） いつからという。

病院事務部長（北村宗則君） 失礼しました。

診療開始は、4月1日に着任でございまして、基本は4月1日からということで準備を進めております。

委員（鳥越孝太郎君） この議案第40号につきましては、医師不足の中で確保されるのは大変だったろうというふうに思いますけども、この確保できた経緯ですね、これまでの招聘できた経緯についてまず詳しくお知らせいただきたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） 経緯を詳しくということなんでございますけれども、なかなか詳しいお話ができないんですけど、院長のほうの活動もありまして、そういう中で縁あってこのたびのお話をいただけることになって、準備を進めてきたということです。

委員（鳥越孝太郎君） 何もわからないですね。

今のお話では、院長さんがお話を来て、言ってみれば来ていただいたということなんでしょうけれども、じゃあ今の院長さんが直接そのドクターに話をされて、井原へぜひ来てくれえということになったのか、それともほかにもまだ経緯があるのか、その点ちょっとお知らせいただきたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） 院長と関係者の方がおられて、そういうお話の中でこのたびの話がまとまっていたということなんでございますけれども、今この場で私が言えるのはこの範囲とご理解いただけたらというふうに思います。

委員（鳥越孝太郎君） 大変心苦しいご答弁のようにお聞きしまして、気持ちを少し察しなければいけないかなあというふうに思うわけでございますけれども、いずれにしても医師不足の中でドクターを確保できたということは大変結構なことだというふうに思います。

先ほど森下委員さんからもお話がありましたけれども、毎日じゃないということになれば、これ非常勤ということでの対応なんでしょうか、それとも常勤との対応なんでしょうか。

病院事務部長（北村宗則君） 説明不足で申しわけございません。常勤でございますけれども、いわゆる診察日ですね、外来診察として担当日を定める調整を今しておりますが、直接外来対応できるのは毎日にはならないんではないかと、例えば診察でなくて画像の読影診断とか、そういう業務も出てまいりますし、その辺を実動でスケジュール調整を今図っている最中でございます。

委員（森下金三君） その先生を来ていただくということなんですが、予算的にはどのくらいぐらいなったんですか、ちょっと僕もようわからんのんじやが。

病院事務部長（北村宗則君） 予算との関係でございますが、このたびの決定の時期と絡みまして、当初予算への反映はできておりません。ちょっと予算のほうの話になりますけれども、本会議の説明も医師10人という説明をさせていただきますが、ということでございまして、当初予算には反映できておりませんので、ただこの先生だけでなくて病院の職員の異動等もございますし、まずこのたびの予算で執行をお願いし、状況を見て必要なときには補正をお願いすることができるというふうに考えております。

委員（森下金三君） まあいいですわ。先生が来るということじゃけえ、何ばかかってもええです。

委員（佐藤 豊君） 1点だけ済いません。

診療室はどの辺に設置の予定なのか、また医療器具も新たに準備というようなお話もありました。現在使われるとる分が併用して使われるのかどうか、具体的な、詳しくないんでわかりませんけども、そういったスペース的にはもう大丈夫なのか。また、これから努力を今していただきとて、そういった脳神経外科が新たに加わった、これ以後もまた新たに科を持った先生が赴任された場合のそういった意味でのスペース的なこと等々の余力とか予備的なものは確保できるのかどうか、その点だけ教えてください。

病院事務部長（北村宗則君） まず、診療室ですが、これもう今時点で病院全体の中でどこに定めるかというのを調整中で、今ここですとはまだ言えない状態です、申しわけございません。

それから、機械器具につきましても、実質はご相談する中で、実際こちらに来られて、いろんな確認をしながら調整をしていきたいというお話でございまして、徐々に整備していく

たいというふうに思っております。

今後の増員への確保でございますか、体制とすれば過去にもっと医師がおられた時期もございます。その中で、どこまであれば十分かというのは別といたしまして、その体制、体制の時点で一番有効に医療サービスが提供できるように調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤 豊君） わかりました。ありがとうございました。

終わります。

委員長（上野安是君） 傍聴されている森本議員から発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（森本典夫君） ありがとうございます。

これからという感じですが、私がつかんだ情報では、いいドクターだというふうに聞いておりますが、その方が年齢がどのくらいなのか、それから脳神経外科としての診察の経験がどのくらいおありなのか。今手術はこのくらいの手術ができますという2つの手術の名前言われましたが、本当に軽微な手術というふうに思いますが、今後充実されるかどうかというふうなことで期待はしております。

それと、先ほど来の話の中で4月1日から診察ですが、市民に対してはどの時点で確定したもののが明らかにされるのか。3月15日の広報には、もうまず間に合わないのではないかなど、今の状況の中では、と思いますので、そういう意味では4月1日から診察がゴーということありますので、その点では市民の方々に対していつごろこのことがお知らせできるのか、ということになれば、最終的にはいつごろ今検討中のことが決まるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） 本会議でもご理解を求めたんですが、先生の個別情報につきましては現時点では控えてほしいという関係者とのお話でございますので、この場での私の回答はご理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、4月1日からの診療に向けていろいろなことの調整をやっておりますが、市民へのお知らせについてでございますけども、この調整がてきて、基本的にはこのたび標榜の議案を出させていただいているわけでございまして、その承認をいただけたら、表に向いて科を載せたお知らせが可能かなというふうに思っております。準備を早急にしたいと思っておりますし、お知らせ方法としては、まず病院のホームページ、こちらが一番の主になろうかなというふうに思っております。ただ、今考えておりますのが、この標榜して、標榜によつ

てこの科へ診療にはっと来られるというよりは、病院へ来られた中で脳神経外科の先生が対応していただかべきであろうという患者さんの振り分けが行われて、必要な方について受診をいただくという流れになるんではないだろうかというふうに思っております。

委員外議員（森本典夫君） T ドクターということは情報としてつかんでおりますけれども、そつから先は今の話でもう全く関係者の話で言わんようにしてくれえというようなことのようですが、この議会でそのことが提案されてドクター1人雇用するというような中で、そのことが明らかにされないということはちょっとおかしな話ではないかなというふうに思っています。ですから、どの方がそれを明らかにしないでくださいというふうなことを言われてのか、それはそれで大きな問題だというふうに思いますんで、そこをちょっと明らかにしていただきたい。

それから、脳神経外科を標榜して、この議会でこれが通って最終的に18日の本会議で最終結論が出るわけですが、それから標榜を科として許可がおりるというんか、認可されるというんですか、どういう言い方でしたか、するとなれば、大体見通しとしてはどのあたり、何月何日ごろの見通しになるのか、18日が最終結論ですから、その前に手続はされてないというふうに思うんで、まだ決まってないのに手続しようことになるとちょっと大変なんで、そのあたりで標榜を科として承認がおりてきそうなのは、今までの新しい科を設置したときの状況も含めて大体どのぐらいになるのか、4月1日からそれが公に標榜できるような認可になるのか、そりやあちょっとすぐにすぐということになって4月の中ごろとか4月の終わりとか、そこらのテンポがどのぐらいかよくわかりませんが、見通しとしてどう思われておられるのか、お尋ねしたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） 議決をいただいた後の見通しというご質問だと思いますけれども、この科の標榜につきましては届け出という手続になると思います。いわゆる中四国厚生局及び県に対しまして診療科目の変更届を変更後10日以内に提出するという定めになっております。ですから、議決をいただければ、それで標榜は可能になりまして、表へ向いての準備はできるというふうに認識しております。

それから、個別内容についてのお答えですが、これについては院長及び関係者の方からのご意向で命じられておりますので、私としてはこの場でお話しすることはできないということで、もうご理解をお願いしたいと思います。

委員外議員（森本典夫君） ご理解できんけどご理解せにやあいけんと思ひますんで、標榜については18日が最終結論が出るわけで、それで届け出ということになって、もう18日当日からか19日、標榜しても問題はないという今の話では認識なんでしょうか。届け出をいつの時点で、18日の時点で出すんか19日の時点で出すんかわかりませんが、もうその時点で標榜しても問題がないというふうになるのか、そんなに簡単なんかなというふうに

私は思いますが、その点、確認の意味で。

病院事務部長（北村宗則君） この標榜については、前回もそうでしたんすけれども、要は病院として診療科目の変更を行い、10日以内に届け出なさいというふうになってますので、議決いただきましたら標榜は可能だと思ってます。今は、そこで速やかにそつから正式にいろんなこと、標示もありますしお知らせもありますが、そういうものに速やかに対応できるように準備を進めているというふうにご理解をいただきたいと思います。

委員外議員（森本典夫君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（上野安是君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈井原市国民健康保険の状況について〉

市民課長（川田純士君） あらかじめお配りしております井原市国民健康保険の状況についての資料をご覧ください。国保財政の現状と国保財政の今後の見通し、そして国保財政の健全化についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。まず、一番目の国保財政の現状でございます。

平成23年度の決算状況でございますけども、これは12月議会でご説明を申し上げたとおりでございます。歳入歳出の差引収支で1億3,280万4,864円の黒字となっております。ただし、前年度の繰越金を除くと単年度実質収支では3,426万3,590円の黒字となります。続きまして、平成24年度の決算見込みについてでございます。歳入のうちの保険税につきましては、保険者が減少、また1人当たりの所得は増、それから収納率は

平成23年度と同率と見込みまして、これらの要因により前年度に対し約1,390万円の減となる見込みでございます。国・県支出金につきましては、一般被保険者の保険給付費増に伴い、療養給付費等負担金、財政調整交付金が増加しこれによりまして前年度実績に対し7.2%の増となります。療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の保険給付費増に伴い前年度実績に対し9.8%の増となります。前期高齢者交付金につきましては、過年度分の前期高齢者交付金の清算による収入減によりまして、前年度の実績に対し約1億690万円の減となります。共同事業交付金でございますが、高額医療費の増により前年度実績に対し9.6%の増になる見込みでございます。歳出でございますが、保険給付費につきましては、医療費のやや高い伸びを見込んでおりまして、1人当たりの費用額は、対前年度比全体で104.9%の見込みでございます。前年度の実績に対し約1億5,647万円の増となる見込みでございます。収支につきまして、現段階では2,405万2,000円の黒字となる見込みではございますが、前年度の繰越金を除きますと単年度の実質収支では1億875万2,000円の赤字となる見込みでございます。次の2ページにつきましては、平成23年度の決算、それから平成24年度の決算見込み、平成25年度の予算案につきまして歳入歳出を費目ごとに計上いたしております。平成23年度の決算の下から3行目でございますが、歳入歳出差し引き1億3,280万4,000円。それから、1番下の行でございますが、単年度収支で3,426万2,000円。また、平成24年度の決算見込みの欄の下から3行目でございますけども、2,405万2,000円。それから1番下の行でございますが単年度収支におきましては、マイナスの1億875万2,000円ということでございます。

3ページをお願いいたします。2番目の国保財政の今後の見通しでございます。平成25年度の見通しでございますが、歳入につきましては、保険税でございますけれども被保険者の減少によりまして平成24年度に対して98.9%の被保険者減と見込んでおります。所得の減少につきまして、1人当たり所得を平成24年度比98.5%と見込んでおります。収納率につきましては、減年度分は93.07%と前年度見込みと同率。それから滞納繰越分につきましては、行革目標値の14.0%と見込んでおります。これらによりまして、収納見込みは平成24年度見込みに対し約410万円の減となります。また、前期高齢者交付金につきましては、平成24年度見込みに対し5,670万円の増。パーセントで申しますと3.8%の増となる見込みでございます。また、収支不足に備えまして借入金を24年度に引き続き9,000万円計上いたしております。それから、歳出の方でございますが、保険給付費につきまして、医療費の緩やかな伸びを見込んでおります。1人当たりの費用額は平成24年度比で全体で103.3%を見込んでおります。これにつきましては、過去3年間の平均伸び率により算出をいたしております。歳入歳出の収支につきましては、差引9,0

00万円の赤字になり、不足分を一般会計借入金で賄うこととしておりますが、予備費5,000万円を執行しない場合には、4,000万円の赤字となる見込みであります。また、平成24年度末で約2,400万円の剰余金が見込まれるため、この剰余金を繰り越すことにより平成25年度の赤字は縮小する見通しでございます。

次の3番目の国保財政の健全化についてでございます。平成24年度以降の収支見通しによると平成25年度は平成24年度からの継続的な医療費の伸び率により、赤字となる見込みであり国保特別会計の収支の均衡を保つためには、国保財政のさらなる健全化を図る必要があります。1)で財政健全化への方策としまして、歳入の面では収納率向上の取り組みを行います。内容としましては、徴収員これは嘱託職員でございますけどもその雇用。収納率向上対策事業の推進。徴収業務の強化。また、国や県への財政支援要望を引き続き行ってまいります。

次のページをお願いいたします。歳出の面では、医療費の抑制への取り組みを行います。内容としましては、特定検診、人間ドック等により受診率の向上による生活習慣病の予防及び重症化の防止を図ります。その内容としましては、広報媒体を有効に活用した周知活動と保健師及び臨時職員による特定検診対象者への受診勧奨を行います。また、保健師による適正受診の指導及び助言、それからレセプト点検の実施、ジェネリック医薬品の普及促進による薬剤費の削減。また、医療費の送付などにつきまして引き続き行ってまいります。

2)の税率改正の検討についてでございます。今後とも個人所得や被保険者の減による税収の減収が見込まれます。一方平成21年度以降鈍化しておりました医療費の伸びは、平成24年度上半期においては、上昇傾向に転じており、今後の医療費の動向が懸念される状況であります。このようなことから、平成25年度の国保財政は厳しいものになると予想され、単年度予算では収支不足が生じるため借入金を計上し、これに対応することとしております。しかし、現時点では不確定要素も多く今後の医療費の伸びの動向によっては、収支の均衡が図れる可能性もございます。したがいまして、平成25年度においては、医療費の抑制に一層努めることにより、収支不足の低減を図り保険税率は据え置くことといたします。

3)の国保制度の今後についてでありますが、国保制度は加入者の高齢化や低所得者の増加、保険税収納率の低下、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在といった構造的な問題を抱えていることからその財政状況は厳しい状況にあります。本市においては、これまで財政健全化策を実施するとともに、国や県に対して国保基盤財政の強化支援策を求めてきました。しかしながら、国保の財政構造、被保険者の特性を考えると問題をすべて解決することは保険者の努力のみでは困難であることから医療保険制度の再構築が必要であると思われます。このような状況下、現在国の社会保障制度改革国民会議において、高齢者医療制度改革や国保の広域化が検討されております。現時点では、いまだ具体的議論が進

んでおりませんが、不透明な状況でありこの動向を注視しながら今後とも常に国保会計の状況把握に努めていく必要があると考えております。

以上、ご報告させていただきます。

〈質疑〉

委員（佐藤 豊君） 3ページの歳出49億9, 370万円のところのちょっとした1人当たりの費用額平成24年度比、一般103.8%という数字では掲げてありますが、金額ベースではどの程度になるんでしょうか。

市民課長（川田純士君） 1人当たり40万6, 923円でございます。

委員（佐藤 豊君） 40万6900。

市民課長（川田純士君） 23円です。

委員（佐藤 豊君） これは、1年間で医療費がお一人の方にそれだけ平均としてかかったということでいいわけですね。

市民課長（川田純士君） 10割としての費用です。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

委員（鳥越孝太郎君） 平成25年度においては、保険税率は据え置くということで、要するに上がらないということではありますけれども、今回の一般会計から借入金約9, 000万円借り入れるようになるわけでありますが、この借り入れたお金っていうのは、返すことというのは返済はできるんですか、国保財政の中で。返済の見込みはありますか。

市民課長（川田純士君） 今平成25年度について9, 000万円借入金を計上いたしておりますが、説明でも申し上げましたが、赤字に備えての借入金の計上ということでございまして、赤字になりますとその金額については市のほうから借り入れをするということになりますし、基本的に無利息での借り入れでございますので、今後医療費の動向等どういうふうに推移するか不透明な部分がございますけども、今後の保険税率等の検討において借入金に対応していくという検討はしていかなければならぬと思つります。

委員（鳥越孝太郎君） もう借入金でなしに繰入金として処理することはできないものでしょうか。

市民課長（川田純士君） 繰入金、借入金のことにつきましては、平成22年の2月議会でも議論をいただきましたけれども、その当時から申し上げておりますように、法定外の繰り入れというのは井原市としては考えておりません。

委員（鳥越孝太郎君） はい、わかりました。

委員（佐藤 豊君） 4ページのジェネリック後発医薬品の普及促進による薬剤費の削減

ということで、ジェネリック医薬品差額通知等によるPRということですが、手応えを感じられてますか、また結果として見えてきてますでしょうか。

市民課長（川田純士君） この差額通知につきましては、昨年の6月から開始をいたしました。今までこれは国保連合会のほうに委託をいたしております、その後そういった、要は2月まで送っておるわけですけども、その間のデータ分析もこれ国保連合会でいただいとるんですけども、10月診療分までのものについては削減効果額が228万557円という報告を受けております。これから推計をいたしますと、1年間で約1,000万円超の効果があるのではないかと現時点で推測をいたしております、効果は十分あるというふうに考えております。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

〈なし〉

〈使用済み小型家電の回収について〉

市民生活部参与（金高常泰君） 使用済み小型家電の回収につきましては、本会議の一般質問で大体のことは説明をいたしておりますが、ダブルの点もあるかと思いますけども、取り組みにいたりました経緯ですが、昨年8月に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律というのが成立いたしまして、それを受けまして国の方が本年4月からの施行の前に実証事業というのをやることで協力地域の公募が行われました。公募の条件というのが、隣接3市町村以上での申し込みという形でございまして井笠圏域での3市2町で申請をいたしております、それが決定になったということでございます。実施期間につきましては、3月が実証事業の実施期間ということになっておりまして、井原市の場合3月15日から25日の間を実証事業の期間として実施をするということにしております。これに伴いまして、チラシとかポスター、回収ボックス等国の方で整備をいたしまして、ただいまお配りしておりますチラシが作成をしたものでございます。このチラシによりまして15日以降で広報紙に折り込みをいたしまして全戸へ周知をしていくという形にしております。内容でございますが、回収はボックス回収ということで、ボックスを本庁舎、芳井支所、美星支所の各1階の正面玄関付近に設置をいたしまして、ボックスで回収をするというものでございます。投入口の方が35センチ掛ける15センチということでこの大きさに入るものを基本として回収をいたします。詳細につきましては、このチラシの裏面に回収ボックスに投入するものということで70品目を挙げておりますが、これで投入口に入るものという形で回収をいたす予定にしております。それから実証事業が終わりましてからのことございますが、

引き続き本格的な実施をするということで進めてまいりますが、正式に4月1日からの施行になりますて、法律に基づく認定事業者というのが6月頃に決定をする予定でございまして、その実証事業後の本格実施にあたりましては、そのころに正式には決定をするんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

委員（森下金三君）　回収ボックスの投入口が大きさが書いてあるんですけど、それで回収品目がこういうふうに書いてあるんです。例えばプリンターなんかでも大きい場合があるわけですが、例えばこの入るものという形であるので、これ分解してもいいとか分解しては悪いとかというのは何も書いてないんですけど、例えば同じこん中にある品物の中で分解をして入ればそれでもいいのかどうかというのと、これは4月以降にならんと、本格実施になってからのことですけど、本格実施やって、まだそういうボックスへ入れるんがすぐいっぱいになる何とかというて、へえで回収箇所も今3カ所ですが、今後回収箇所をいろんなところでふやしていかれるような状況になるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

市民生活部参与（金高常泰君）　まず、投入口に入るものということで、基本的にはこの中のもので投入口に入るのということを基本にしておりますが、この中にある品目でどういった形で、分解できて入るということになれば、それは受けるようになると思います。

それから、4月以降の本格実施になってからの回収箇所等につきましてということでございますが、当面この3カ所で進めていくというのを基本としております。やっていく段階でそういういろいろな要望等があってふやさなければいけないという状況になれば、その時点で検討させていただきたいというふうに考えております。

委員（鳥越孝太郎君）　この回収後の流れについて少し詳しく教えていただけますでしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君）　ちょっと本格実施と実証事業の機関というのがちょっと違うんですけども、実証事業の間での流れを言いますと、ボックスへ持ち込みがありましたら、それがほとんどいっぱいになった段階でそれをこれは職員が回収することになると思いますが、回収をして、実証事業の間につきましては3市2町ということで実施をしておりますので、笠岡のほうへそれを持ち込みます。

委員（鳥越孝太郎君）　笠岡のほうじやあわかりません。

市民生活部参与（金高常泰君）　笠岡の西部衛生の中にスペースを設けていただいて、そこへ持ち込むということになっております。そこまで、国の実証事業の関係で委託しております業者があります。そこから中間処理業者というのへ渡しとると思いますが、中間処理業者が回収に参ります。それを回収した後、中間処理業者のほうで分別、それから有価物を取

り除いて、それぞれの処分先へ持ち込むという形になっております。

委員（鳥越孝太郎君） 有価物が出たときの、資源ですから、当然それには価値があると思うんですが、そのお金の流れはどういうふうになるんでしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） まず、一応有価物という取り扱いでございまして、それぞれ物によって有価物の中身が違いますんで、金額も当然違ってきます。その品目によってそれぞれ単価が、買い上げ単価といいますか、それがあると思いますが、それが入るほうでございますけれども、逆に回収にかかる費用があります、それは運搬賃になろうかと思います。その運搬賃と買い上げの有価物の価格との差し引きで、ゼロあるいは幾らかのプラスになろうかなあというふうには思っております。

委員（鳥越孝太郎君） ということは、その幾らか出た分については市の会計のほうに入るということでしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） おっしゃるとおり、仮に有価物のほうの価格が高くて運搬賃のほうが安かったという場合は入るということになろうかと思います。

委員（鳥越孝太郎君） はい、わかりました。

委員（佐藤 豊君） 裏面の注意事項のところにあります個人情報は事前に消去してくださいというふうにあるんですが、消去の仕方を知らない、まあ持つていきやあえんじや、ぽこっと入れるというようなことも考えられなくはないという場合に、その管理が、出したらもう取り出せないというふうには説明を前受けとんですが、その辺の改善とかということはあるんでしょうか。それは、もう個人の責任で、媒体、そういう情報は抜き取ってそれからその中へ入れてくださいという、それだけのお願い事だけで済むような感じで理解しとけばよろしいんでしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） 個人情報については、基本的に個人の責任において消去していただいたものを投入していただくということにしております。ボックスについては、設置場所を屋内で一応一目に触れるところという形にしておりますので、幾らかはその辺が目が届く範囲でということで、できるんじゃないかなあというふうには思っております。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

〈なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員（佐藤 豊君） PM2.5ですか、あの件は質問してもよろしいんでしょうか。

委員長（上野安是君） 流れからいいますと、ここで所管事務にのつけるかどうかを委員

の方で諮って、それが緊急性を持つものなのかどうかということになろうと思いますので。

委員（佐藤 豊君） 現在、中国から飛散してきてる PM 2. 5 に関する国の対策、また地方自治体でのそれぞれの対策がなされる現状にあります。井原市においても、そういったものがこちらに飛んでくるというような状況がある中で、井原市としての今後の対策についてここで所管事務調査として協議、また執行部に質問したいと思いますが、各委員のご意見を伺って、よしとしていただければ質問させていただきたいと思いますし、今はちょっと急なことだからということ就可以了ならば質問は控えさせていただきたいと思いますので、判断をよろしくお願ひいたします。

委員長（上野安是君） 実際には、通常の流れですと所管事務調査の期日までに今回の委員会で話し合う所管事務調査を提出すると、それに今ここで急に、急にというか、この場で出されることについては緊急を要するものについては即所管事務で取り扱うかどうかを委員の方に判断していただくと。その結果、委員会で認めれば所管事務調査として取り扱うということになっておると思いますので、その辺今佐藤委員のほうから PM 2. 5 を緊急性があるということで所管事務調査して取り扱いたいという意見がございましたが、どのようにお諮りいたしましょうか。

それでは、この際お諮りいたします。

佐藤委員提案の PM 2. 5 の現状と井原市の対応についての件について議題とすることにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員（佐藤 豊君） ありがとうございました。

先ほども申しましたが、その件に関する井原市としての今後の対策について今の現状でのご答弁があれば、お願いしたいというふうに思います。

市民生活部参与（金高常泰君） ただいまありました PM 2. 5 の件でございますが、これにつきましては 1 月 10 日ごろから中国のほうで大規模な大気汚染ということで発生をいたしまして以来、日本のほうへも飛来しておるという状況でございます。

国のほうにおきましても、自治体連絡会を現在 2 回、昨日 2 回目を行っておりますが、2 回開催をいたしておりますし、それから専門部会を 3 回行つります。それから、岡山県で言いますと、県内の連絡会議というのを今月 3 月 21 日に開催される予定になっております。そういうことで、県内の状況につきましては、その 3 月 21 日の最初の会議において詳細な説明があるというふうに思っておりますので、それを受け対策等検討していきたいというふうに思っております。

ただ、環境省のほうで暫定的な指針といいますか、出されておりますように、1日平均のPM2.5の濃度ですけれども、35ですかね、今の環境基準によりますと35マイクログラム・1立方メートルということで、それの2倍、70を超えるとちょっと外出を控える等といった注意喚起を行っていくということにはなろうかと思います。

現状、ちょっと近くで言いますと、県内、県が設置している測定局4カ所あります。その中で1カ所、笠岡茂平に測定局がございます。この状況でございますが、1月の一月で言いますと、平均値の35を超えた日が3日ございました。それから、2月の状況でございますが、平均値35マイクログラム・パー・立方メートルを超えた日が2日という状況でありまして、1月、2月で言いますと、国が示しとります70マイクログラムですか、これに達した日というのは日平均で言いますとないという状況でございます。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 70を超した場合は、お知らせくん等々で市民の皆様にお知らせするということもあるということで理解しとってよろしいですか。

市民生活部参与（金高常泰君） そのつもりでおります。

委員（佐藤 豊君） 県のほうで3月21日に連絡会ということが今ありました。そうした中で、いろんな対策とか今後のことについて協議されることだと思いますので、十分そういった連絡会での協議されたことを井原市へ持って帰っていただいて、少しでも市民が安心する体制づくりをお願いしたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

〈なし〉

委員長（上野安是君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで、執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心にご審議をいただきました。なおかつ、議案等につきまして適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、本委員会も、この期という意味では最終の委員会ということあります。この市民福祉委員会といいますか、この関係では、この24年度当初から危機管理監を配置し、災害あるいは有事の際に井原市として何をなすかの初動あるいは組織についてまず引き締め、あるいはそれを確認してきたところであります。新たに小田川決壊を想定した防災訓練等を行

い、市民に皆様方にもご協力をいただき、本当に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さらに、新年度以降には地域医療を確保するということで、かつて市民病院の院長がやめられた時点で医師が8人という厳しい状況の中、新しい院長をお迎えし、なおかつ外科あるいは今回皆様方にご説明をし標榜することとなりました脳神経外科等、今後11人の常勤医師の体制ということになってまいっております。今後とも、市民福祉は市民に直結しているという私どもが自覚を持ちまして、皆様方の期待あるいは負託に応えてまいりたいというふうに思います。この本日の委員会の中で賜りましたご意見等を踏まえて、今後の市政の推進に努めてまいりたいと思います。きょうは、一日ありがとうございました。

委員長（上野安是君） 執行部の皆さんには、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈議長挨拶〉

委員長（上野安是君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議会への提案についての協議結果

番号	回収場所	記入日	内 容
1	市役所 1階	24. 12. 13	災害時の避難所について 井原市の場合は福祉避難所は開かれるのでしょうか？

回答(案)

平成23年7月に災害時における要援護者の福祉避難所として、民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書を市内の介護保険福祉施設8事業所（特別養護老人ホームきのこ荘、特別養護老人ホームみづき、特別養護老人ホーム小田川荘、特別養護老人ホーム長楽園、ケアハウス四季が丘、介護付有料老人ホームいばら長寿の里、サンサンリビングいばら長寿、コーポラティブルーくじゅ）と締結しています。この協定書は、重度の介護を要するなど、一般の指定避難所等での避難生活が困難な要援護者について、設備や体制の整った介護福祉施設を福祉避難所として対応をするため、あらかじめ民間事業者と利用に関する必要事項を定めています。福祉避難所は、災害時の二次的避難所であり、市は福祉避難所の開設が必要と認められる場合に、事業者に開設を要請することとしていますので、避難される場合は、一般の指定避難所に避難してください。その後、状態に応じて福祉避難所に避難していくことになります。

番号	回収場所	記入日	内 容
2	総合福祉 センター	24. 12. 4	母子家庭の子どもが私立の小学校へ通うために必要なお金をかしてもらえる制度をつくって下さい。お願いします。

回答(案)

現在、井原市では、義務教育就学中のひとり親家庭児童の学校教材費の一部が助成される制度がございますが、市内の小学校または、中学校に在籍していることが条件になります。また、井原市奨学金資金についても、高等学校・大学又はこれに相当する学校が対象になります。ご提案がありました、私立の小学校に通うための貸付制度はありませんが、岡山県の母子・寡婦福祉資金貸付制度等もありますので、子育て支援課（62-9517）にご相談ください。